

高圧ガス保安協会 (KHK) 会長・近藤賢二委員の発言 (2021年10月25日、産構審 高圧ガス小委)

○近藤委員 ありがとうございます。会議の冒頭、太田審議官から、本件については改めて意見聴取の機会を持つことも検討するという御発言がございましたが、私が申し上げたいのは手続の問題ではなく、サブスタンスの問題でございます。

もし高圧ガス小委員会が再度開催されるとしても、本日と同じ案が出てくるのであれば意味がないと考えております。現在の案は、基本的な考え方に大きな問題があり、安全性を損ねるものであるため、これが変わらなければ反対であります。

これまで、この議論が始まって以来、1年近くにわたって再三意見を述べてきましたけれども、聞き入れられておりません。現在の案は、いわばテクノロジーに名を借りた保安当局の規制からの撤退、規制の事業者への丸投げであり、この案では安全を担保できません。抜本的な修正案が出てくることを前提に、最終的な意見は保留をいたしますが、現在の案に対しましては、議論の進め方、中身の両方に問題があり、断固として反対をいたします。

まず、議論の進め方でございます。根本的に間違っていることを指摘したいと思えます。

基本制度小委員会の検討は、高圧ガス規制を大幅に緩和する内容であるにもかかわらず、メンバーは、高圧ガスの知識、規制の仕組みはもとより、高圧ガスの危険性や事故の恐ろしさすら知らない方々が中心であります。そのため、保安の重要性を軽視した的外れな議論に終始しております。

KHKは数少ない専門家として参加をいたしました。安易な規制緩和に一貫して反対する立場を取ってまいりました。あわせて、専門的な議論が必要であり、この高圧ガス小委員会できちんとプロの議論をすべきと主張してまいりました。その結果、ようやくこの委員会で議論されることとなったことは歓迎をいたしますが、まずは、高圧ガス小委員会で安全性が確保することを確認した上で制度改正を行うべきであると考えております。

このような手続なく基本制度小委員会の結論がほぼ出ているこの段階で初めて議論するのは、遅きに失しております。これでは基本制度小委員会の結果を表面的になぞるだけで、単にこの方針を追認するだけの結論となってしまいます。個別の論点についての安全性を全く検討できておりません。

結果として、基本制度小委員会が示した案は、国や自治体の規制からの実質的な撤退、効率重視、事業者負担の軽減、事業者の自律性への過度な信頼がベースとなっており、安全性の確保がないがしろにされております。このようなずさんな議論を前提とした制度改正には反対であります。

中身について3点言います。

1点目は、テクノロジーについてでございます。テクノロジーの活用は大いに賛成であります。これを阻害する規制は見直すべきでございます。しかしながら、テクノロジーに名を借りて、これと関係のない手続を緩和するのは筋違いであります。結果として、安全を損なうものであると考えます。

2点目は、新たな認定の手続について、認定の水準を維持するとしながら、事前調査もなしに国が簡易な審査で認定することは、制度の根幹として矛盾であります。このようにずさんな審査で認定し、かつ、認定期間を現在の2倍の10年に延ばすことは、保安レベルを大幅に下げるものであります。

高圧ガス保安協会 (KHK) 会長・近藤賢二委員の発言 (2021年10月25日、産構審 高圧ガス小委)

また、認定を簡易にすることは、平成20年代前半に認定事業所で重大事故が多発したことを受けて、この高圧ガス小委員会や保安分科会が認定制度の強化を示していること、この方針に反するものであります。

3点目は、新たな認定事業者に対する規制の緩和について、新たな認定事業者は自治体の許認可が緩和され、保安人材の配置が少なくなり、定期自主検査がなくなり、法定講習は任意となる。これは事業者の自律性に過度に依存したものであり、不適切であると考えます。

また、CBMの適用を認める範囲として、減肉に加え、クラック、クリープまで広げるとしてありますが、これは一昨年、高圧ガス小委員会が出したCBMの適用を減肉のみに限定するという結論と矛盾をしております。海外規格の活用につきましても、安全性の観点からのチェックが行われておりません。

個別の問題点を挙げれば切りがありませんが、今述べたことはいずれも制度の根幹に関わることであり、これらが改善されなければ反対であります。

なお、新制度への移行期間を通常より長く設けるとの説明がございましたが、その間に安全が確保できるかどうか試しにやってみると、こういったつもりであれば、その考え方は不適切であります。安全の確保は絶対であり、安全性に確信が持てて初めて移行期間を含めた制度の見直しを決定すべきであります。

最近、一流企業と言われるトヨタや三菱電機で検査不正が次々と発覚しております。高圧ガスの世界でも、保安レベルが比較的高い認定事業所でも、KHKが把握しているだけでも、この10年間で3割弱が法令違反行為を行っております。個別の企業を非難するつもりはありませんが、今年9月には太陽石油が過去10年間に67件の違反をしたとして愛媛県から処分を受けたことは、記憶に新しいところであります。

これらの事実は、今回の制度改正の前提である自律的に高度な保安を確保できる事業者の存在がいかに危ういかを示しているわけがございます。規制を事業者任せにする制度は絵に描いた餅で、保安レベルの低下は確実にございます。

岸田新内閣の下で初閣議で閣議決定された基本方針の中でも、規制改革、構造改革のみではない経済を目指すために、成長と分配の好循環をコンセプトとして新しい資本主義を実現していくとしておりまして、規制緩和ありきの今回の見直しは岸田内閣の大方針と違った方向を向いているものと考えます。

最後に、結びとして申し上げます。KHKは、規制緩和自体を否定しているわけではございません。時代の流れに即して十分な根拠を基に、きちんとした議論があれば積極的に緩和すべきと考えております。テクノロジーの活用にも賛成であります。しかしながら、現在の案は、議論の内容やプロセスにおいて到底納得できるものではございません。

縷々申し上げましたが、私は、「安全を守る」というただ1点から物を申し上げております。**高圧ガス事故から地域住民や従業員の安全を守るという立場から、安全性を損なう。**

現在の案については反対であります。以上です。ありがとうございました。